

三平代表コラムNO.18

最近、マスコミで貧困問題が取り上げられることが、以前に比べて増えてきていると感じる。日本の貧困率、とりわけ、子どもの貧困率は上昇しており、先進国の中でも上位グループにある。その中でも特に、ひとり親世帯の子どもの貧困率は際立った水準となっている。

日本も含め、多くの先進国が所得の再分配を行う構造となっている。「所得の再分配」とは、税金や社会保険料などの制度を通して所得の高い人から低い人へお金を移動させることを指し、例えば、高所得者は所得税を多く支払い、低所得者は税金を免除されたり児童扶養手当などの給付を受けたりすることで双方の格差が縮小し、低所得者の貧困率が下がるという仕組みである。

ところが日本の場合、国民年金や国民健康保険の逆進性が高く(低所得者ほど負担が重い)、かえって貧困率が上昇する結果となっている。最低生活水準を下回る収入で生活している世帯のうち、実際に生活保護を受けている人の割合を示す「補足率」は、日本では20%以下と他の先進国を大幅に下回る現実があり、最低生活水準であっても、社会保険料や税を負担しているケースが多いためである。

生活保護が最後のセーフティネットの役割を果たしているのかという疑問を感じるところであり、日本における所得再配分の貧困削減効果は先進国に比べてかなり低い。

ひとり親世帯の多くは母子家庭であるが、母子家庭に関する政策は、生活保護による現金・現物給付から就労という自立の促進へと変わってきており、母子世帯に対する経済的支援は縮小されている。しかし、就労による自立を図るためにも、子どもが十分な教育を受けられるような支援が急務といえるのではないだろうか。

日本の母子世帯数は近年急速に増加しており、子どもを持つ世帯全体に占める比率は、「国民生活基礎調査」の推計値では1986年の3.5%に対して2006年は6.1%となっている。その原因は「平成18年度全国母子世帯等調査結果」によると、1985年では3分の1強が夫との死別によるものであるのに対して、2006年では死別が1割未満と激減し、一方、離婚による母子家庭は全体の8割近くまで占められるようになったことにある。

死別の母子家庭であれば、夫が国民年金加入者であった場合、子が18歳に達するまで遺族年金の制度、夫がサラリーマンであった場合、遺族厚生年金の制度があるなど、一定の所得保障がなされている。一方、離婚による母子家庭では、年金制度による給付はなく、児童扶養手当のみという大変厳しい状況にある。

子どもの貧困問題は、社会保障制度の改革だけで解決するものではなく、雇用政策、教育政策など複合的な視点で考えていかなければならない重要な国家的課題である。